

丸亀市教育委員会会議録

1 日 時 令和7年3月28日(金)
午後1時30分～午後2時05分
場 所 市役所2階 201・202会議室

2 出席委員

委 員	徳 永 秀 文
委 員	松 岡 舟
委 員	井 下 由 美
委 員	立 石 陽 志
教育長	末 澤 康 彦

説明のため出席した者

教育部長	窪 田 徹 也
協働推進部長	田 中 壽 紀
総務課長	土 井 節 子
学校給食センター所長	小 松 昌 徳
学校教育課長	岩 井 俊 明
幼保運営課長	山 下 友 通
まなび文化課課長	村 尾 剛 志
文化財保存活用課長	東 信 男
総務課副課長	後 藤 幸 功
学校教育課副課長	西 山 晋 作
丸亀城管理室長	大 林 隆 之
幼保運営課副課長	横 山 史 朗
学校給食センター次長	松 川 寛 之

書 記	総務課庶務担当長	小野佳代子
-----	----------	-------

3 傍 聴 1 名

4 議 題

報告第 32 号 令和 6 年度丸亀市教育委員会表彰者の追加について

報告第 33 号 専決処分の報告について（退職者）

報告第 34 号 専決処分の報告について（人事異動及び新規採用者）

議案第 46 号 丸亀市立学校における共同学校事務室の設置等に関する規則の一部改正について

議案第 47 号 丸亀市立学校における共同学校事務室の運営等に関する規程の一部改正について

議案第 48 号 丸亀市立学校医の解嘱及び委嘱について

議案第 49 号 丸亀市立幼稚園保育料条例施行規則の一部改正について

議案第 50 号 丸亀市立認定こども園保育料の督促状にかかる督促手数料の廃止について（意見聴取）

議案第 51 号 丸亀市立認定こども園における学校評議員の委嘱について（意見聴取）

議案第 52 号 丸亀市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第 53 号 丸亀市地域学校協働活動推進員の委嘱について

5 報告事項

教育委員会承認「共催・後援」の状況

6 会議録署名委員の選任

丸亀市教育委員会会議規則第 13 条第 3 項の規定に基づき、次の 2 名を会議録署名人に指名する。立石陽志委員、松岡舟委員。

7 議事の概要

午後 1 時 3 0 分 開会

報告第 32 号 令和 6 年度丸亀市教育委員会表彰者の追加について

〔総務課長〕

令和 6 年度丸亀市教育委員会表彰被表彰者の追加については、12 月定例教育委員会及び 1 月定例教育委員会並びに 3 月臨時教育委員会において報告した教育委員会表彰の被表彰者に加え、学校等から追加推薦があり、丸亀市教育委員会表彰規程に基づき令和 7 年 3 月 19 日、3 月 25 日に表彰審査会を開き、被表彰者を決定したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 1 号に基づき教育委員会に報告するものである。

内容は報 32-2、3 のとおり。

〔教育長〕

今年度の締切や対象はいつまでになるのか。

〔総務課長〕

対象は 3 月 31 日までに文化芸術部門やスポーツ部門で他団体から表彰された方であり、4 月末までに報告していただくよう周知している。

報告第 33 号 専決処分の報告について（退職者）

報告第 34 号 専決処分の報告について（人事異動及び新規採用者）

〔総務課長〕

専決処分の報告については、令和 7 年 3 月 31 日付退職者並びに令和 7 年 4 月 1 日付人事異動及び新規採用者について 3 月 25 日に教育長専決を行ったので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 2 号の規定に基づき教育委員会に報告するものである。

内容は報 33-2、34-3 のとおり。

特になし

議案第 46 号 丸亀市立学校における共同学校事務室の設置等に関する規則の一部改正について

〔学校教育課長〕

丸亀市立学校における共同学校事務室の設置等に関する規則の一部改正については、グループを円滑に運営していくためにグループ内に連絡調整係を位置づけるとともに、共同学校事務室の運営や今後の人材育成の観点から、事務職員の兼務の範囲を所属しているグループ内から所属している共同学校事務室内へと拡大することに伴い、所要の改正を行うものである。

また、広島小中学校の再開に伴い、グループの交流学习等の点から、構成校を変更するものである。

内容は議 46-1、2 のとおり。

〔委員〕

今回の改正で、グループ内から共同学校事務室内になるということだが、具体的に何校のグループが何校の広がりになるのか。

〔学校教育課長〕

東中学校グループと西中学校グループ、西には本島も入る。これまではその範囲内で兼務をしていたが、そうすると中学校が1名となる。小学校と中学校の事務はやや違うところがあるため、中学校事務を別の事務職員が支援する場合に小学校事務職員がその役を負うことに負担があるのが現状である。そこで東と西を一緒にすることで、中学校の事務職員が同じ中学校の事務を支援できるというメリットがある。学校数については、東学校群が4校、西学校群が5校、9校兼務できることにするものである。

〔教育長〕

学校数が増えることによるメリットがあると思うが、共同事務職員の負担が増えるというリスクはないのか。共同学校事務室については、事務のシステム向上や負担軽減を含めて、そういう意図があったと思うが、それについてはどうか。

〔学校教育課長〕

そのことも含めて、第4条第6項の変更を行っている。これまではグループ内の様々な支援をグループリーダーが主として関わっていたが、グループリーダーの負担がかなり大きい。そこで下に連絡調整係という役を設けることで、これまでグループリーダーが担っていた任務を別の主任または主任主事が請負うことで負担軽減になると考えている。

〔教育長〕

学校教育課長の説明の中に人材育成という言葉があった。連絡調整係を中間に置くことによって、連絡調整係を担う方のさらなるリーダーとしての養成の意図があるのか。

〔学校教育課長〕

そのとおりである。事務部会はいわゆる鍋蓋型組織、リーダーがいてあとはみんな並列という形であったが、リーダーの下に連絡調整係を置くことで、今後退職等に伴いリーダーが代わる時も、連絡調整係がリーダーになれば、これまでの業務や知識・技能を活かせるという点で、人材育成になると考えている。

〔委員〕

事務職員の仕事というのは異動時期に非常に多くなる。県が統一して各市町に下ろしているソフトがあるが、もう運用されているのか。鍋蓋式よりは、システムが変わったことによってごたごたすることがあるので、そういった意味でも補助的な連絡調整係を置いてスムーズに事務運営ができるような配慮があるのかなと感じた。

〔学校教育課長〕

先ほどお話にあった、県が下ろしてくる共通の事務ソフト、総務ナビは11月から運用している。実際に運用してみると、今までとの違いで戸惑う部分も多かったが、事務職員それぞれのグループや共同学校事務室内の協力に対応している。その際にも連絡調整係がいる方が連携を取りやすいという面もあるので、そのあたりについても負担軽減を図ってまいりたい。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第 47 号 丸亀市立学校における共同学校事務室の運営等に関する規程の一部改正について

〔学校教育課長〕

丸亀市立学校における共同学校事務室の運営等に関する規程の一部改正については、共同学校事務室運営協議会の構成員について、実態に合わせるため、副室長を位置づけるとともに、グループリーダーとの混乱を避けるために、課題別グループ連絡会のリーダーの名称をチーフと改めることに伴い、所要の改正を行うものである。

〔教育長〕

実際に事務職員の方々との協議をしっかりと行っただけで、メリットがあるので改正を行うものか。

〔学校教育課長〕

年間2回、事務職員と教育委員会、学校長で構成される連絡協議会がある。それだけでなく、日々のグループ間協議会においても、様々な問題が出た折には、適宜教育委員会に連絡があるので、常に連携を取っている。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第 48 号 丸亀市立学校医の解嘱及び委嘱について

〔学校教育課長〕

学校医について、丸亀市医師会からの推薦に基づき、旧任者を令和7年3月31日付で解嘱するとともに、新たに推薦を受けた者を令和7年4月1日付けでその残任期間について委嘱するものである。

内容は議 48-1、2 のとおり。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第 49 号 丸亀市立幼稚園保育料条例施行規則の一部改正について

〔幼保運営課長〕

丸亀市立幼稚園保育料条例施行規則の一部改正については、丸亀市税外収入金の延滞金等徴収及び滞納処分に関する条例の一部改正に伴い、督促状の発送により徴収している督促手数料が令和 7 年 4 月 1 日に廃止されることになったので、所要の改正を行うものである。

内容は議 49 のとおり。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

**議案第 50 号 丸亀市立認定こども園保育料の督促状にかかる督促手数料の廃止について
(意見聴取)**

〔幼保運営課長〕

丸亀市立認定こども園条例施行規則の一部改正については、丸亀市税外収入金の延滞金等徴収及び滞納処分に関する条例の一部改正による令和 7 年 4 月 1 日以降に発する督促状に係る督促手数料の廃止に伴い、所要の改正を行うに当たり、教育委員会の意見を聴取するものである。

内容は議 50-2、3 のとおり。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第 51 号 丸亀市立認定こども園における学校評議員の委嘱について (意見聴取)

〔幼保運営課長〕

丸亀市立認定こども園における学校評議員の委嘱については、丸亀市立認定こども園条例施行規則に基づき委嘱している現在の評議員の任期が令和 7 年 3 月 31 日をもって満了となるため、こども園長等の推薦を受けた者を新たに令和 7 年 4 月 1 日から 1 年間、評議員として委嘱するに当たり、教育委員会の意見を聴取するものである。

内容は議 51-2～4 のとおり。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第 52 号 丸亀市文化財保護審議会委員の委嘱について

〔文化財保存活用課長〕

丸亀市文化財保護審議会委員の委嘱については、丸亀市文化財保護条例第 17 条第 3 項の規定に基づき委嘱している丸亀市文化財保護審議会委員の任期が、令和 7 年 3 月 31 日をもって任期満了となったので、新たに令和 7 年 4 月 1 日から 2 年間、委員として委嘱するものである。

内容は議 52-1～2 のとおり。

〔委員〕

この中で学識経験者が元猪熊弦一郎現代美術館臨時職員であるが、どのような形で関わっているのか。

〔文化財保存活用課〕

前回委嘱したときに猪熊弦一郎現代美術館に勤務していた。坂出市の史編さん所や鎌田共済会郷土博物館の学芸員としても勤務されており、中世史が専門ということで委嘱した。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第 53 号 丸亀市地域学校協働活動推進員の委嘱について

〔まなび文化課長〕

丸亀市地域学校協働活動推進員の委嘱については、丸亀市地域学校協働活動推進員設置要綱に基づき、当該小学校区における校長及びコミュニティ代表者の推薦を受けた者を、新たに令和 7 年 4 月 1 日から 2 年間、丸亀市地域学校協働活動推進員をして委嘱するものである。

内容は議 53-1～5 のとおり。

〔教育長〕

各校区に地域学校協働活動推進員を置かれている。学校の規模もあると思うが、各校区によって多少人数にばらつきがある。現状の中で成果や課題は何か。

〔まなび文化課長〕

活動推進員については、教育支援と地域づくりの 2 つの要素を理解して、学校と地域のつながりを作ることを目的としている。各小学校区での地域の実状や特徴に合わせた取り組みを展開されているので、この推進員の人数についてはその実状に合わせた状況となっている。本市の取り組みの具体的な事例であるが、例えば、小学校の総合的な学習の場において、まち探検や学校安全に関するあいさつ運動、パトロールを提案して、地域住民の参加を促している。一方で、地域の行事や地域づくりの取り組みに児童・生徒が関わる機会も作っている。例えば、地域の文化祭や防災訓練、公園づくりへの参画、地域住民と学校とのコーディネートを行っている

る。課題としては、推進員もかなり高齢化が進んでいるというところで、養成塾を開催して新しい方の参入を促している。その養成された方が地域に溶け込み、現在の推進員と活動を共にすることで、さらなる活動の活性化を促していけると考えている。

〔教育長〕

先日、小・中地域連携の会合等があり、それぞれの取り組みを紹介していただいた中で、地域と学校の連携が進んできていると私自身も実感している。そこには推進員の方のご尽力が大きいのだろう。今後ともご支援を賜るとともに、地域づくりということから子どもたちがいろいろな活動に参加することは将来の地域づくりの大きな担い手となると考えているので、このまま活性化していけばと思う。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

8 報告事項

教育委員会承認「共催・後援」の状況

〔総務課副課長〕

今回報告の期間は令和7年2月8日から令和7年3月18日までで後援申請が14件あり、芸術、文化またはスポーツの振興、社会教育の向上など市民福祉の増進に寄与すると認められることから、11件を承認、3件を不承認としている。そのうち新規が3件。

1件目は、No.06149 映画「みんなの学校」を観る会&木村泰子先生講演会で、同実行委員会が主催するものである。大阪で「不登校ゼロ」を目指し、特別支援教室の対象になる子どもみんなが同じ教室で学び育つ教育を実践したドキュメンタリー映画の鑑賞会とそれに関わってきた先生の講演会で、4月5日に丸亀市生涯学習センター3階ホールで開催されるもので、入場料は無料。

2件目は、No.06151「香川オリーブガイナズ 2025 開幕戦 かがわスポーツ×ファンキッズ DAY」で、香川オリーブガイナズが主催する 2025 開幕戦に市内小学校の児童及び同伴者を無料で招待するものである。

3件目は、No.06152「丸亀の歴史と文化を掘り起こす事業」で、丸亀護国神社奉賛会が「幕末から明治にかけての丸亀」についての歴史を知ってもらうことを目的に開催するイベント。丸亀市市民交流センターマルタスで1か月間実施するパネル展示や、6月15日マルタスでのシンポジウム、7月6日にはまち歩き、9月には歴史ツアーを行うものである。

なお、不承認は「絶体絶命！？キミたちのサバイバル in OKAYAMA」、株式会社マエカブ本公

演「浮世の国のアリス」、「オールイングリッシュで算数 MatheMagics」の3件である。

〔教育長〕

不承認の2件目のマエカブの公演は、手続き上の不備が理由で今回は不承認であったが、次回はその時点で検討するのか。

〔総務課副課長〕

そのとおりである。

9 閉会

午後2時05分